

平成30年6月15日

まちづくり委員会資料

公園でのルール作りの
ガイドライン（ボール遊び）について

建設緑政局

公園でのルール作りのガイドライン（ボール遊び）について

1 現状と課題

- (1) 子育て世代を中心に、子どもたちにボール遊びをさせたい要望がある。
- (2) 都市部の公園では、子どもたちがのびのびと遊べるオープンスペースが限られている。
- (3) 限られた空間の中、他の利用者や近隣住民からは安全性、騒音等の問題から、禁止看板の設置に関する要望がある。

課題を解決するためには

公園は規制された空間というイメージがあるため、地域の財産としての公園の価値を高める地域のニーズに対応したルール作りが必要

- 子どもの遊び等、公園における多様な機能を促進する必要
- 多様な主体の連携による公園の柔軟な利活用が必要

2 モデルケースの実施

平成28年度～29年度実施

【公園でのボール遊びにおける地域の合意形成を図る取組】

★市内の2か所の公園（冥加公園、南生田公園）をモデルケースとしてワークショップを実施

★公園での子どものボール遊びについて、町内会・管理運営協議会・PTA及びボランティア団体に加え、各区の職員も参加

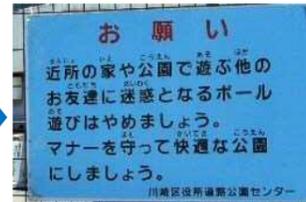
- (1) 事前準備により地域で課題を共有
- (2) ワークショップにより地域ごとのルールや周知方法を検討
- (3) 公園ごとのボール遊びの実施



モデルケース実施の結果

- (1) 地域状況等に応じた公園でのボール遊びのルール作りの制度を構築することで公園の柔軟な利活用が図れることを確認
- (2) 2か所の公園のモデルケースの結果を検証し、ガイドラインを策定し、ボール遊びの新たな取組を実施することを確認

今回のモデルケースの実施により変更された禁止看板



3 ガイドラインの概要

(1) 名称

「公園でのルール作りのガイドライン（ボール遊び）」（平成30年6月策定）

(2) ガイドラインの目的

- ・地域の柔軟な利活用を促進
- ・地域の多様な主体の連携を促し、公園の価値を高める公園毎のルール作りの取組
- ・子どもにボール遊びをさせたい市民（以下「相談者」という。）に対する各区役所道路公園センター（以下「センター」という。）の支援の明確化

(3) 取組の概要

- ① 市民からの事前相談
相談者からの問い合わせに対して、センターが公園の状況や制度趣旨を説明
- ② 事前ヒアリング⇒取組の申し出
センターからの情報を基に相談者は地域と課題を共有し、ルール作り等の合意形成が可能な公園について取組の申し出を行う。
- ③ ワークショップ

★ワークショップの進め方

- ・モデルケースの実施を踏まえた手法を提示
- ・相談者を含めた課題共有者を中心に進める。
- ・ワークショップ実施記録を作成し、活動内容を地域と行政で共有
- ・センターはこれらの活動を支援する。



④ ルールの周知、運用

相談者と地域の連携でワークショップを実施、決まったルール案を地域へ円滑に周知する。

(4) 実施後の検証

・実施後、地域の多様な主体（相談者含む。）とセンターは引き続きルールの検証や見直しを行う。

今後のスケジュール

平成30年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理運営協議会・愛護会		各区管理運営協議会・愛護会総会にてガイドラインを説明								
町内会等・PTA・学校					学校関係やPTAなどを通じて地元へ周知					
市の動き										ガイドライン運用開始



状況を見て市政だより、ホームページ等広報の実施



公園でのボール遊びモデルケース

モデルケース① ^{みよが} 冥加公園(川崎区池上新町地内)

ワークショップ準備・開催期間:平成28年12月～平成30年2月

【公園の状況】

- ・ 3,135㎡のうち約半分が広場
- ・ 「サッカー、野球禁止」看板が設置

【モデルケースのきっかけ】

「サッカー、野球禁止」の看板があるため子どもたちがボール遊びをしづらいという子育て世代の方から、ボール遊びができる環境にしたいとの申し出あり。

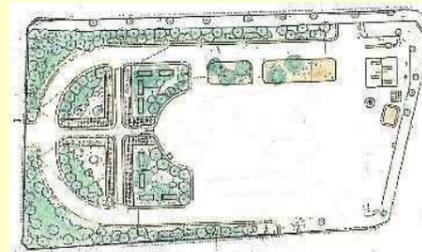
【ワークショップの取組】

池上新町町内会館で計7回

参加者：申し出人、PTA、公園に隣接する町内会、管理運営協議会、川崎区役所職員（地ケア担当）（延べ10～15人）

【取組の結果】

- ・ 現状の禁止看板を変更
- ・ 広場でボール遊びができることを地域に周知
- ・ 参加者意見で作成したチラシを地域に配布
- ・ イベントも開催し、更に周知



モデルケース② 南生田公園(多摩区南生田地内)

ワークショップ準備・開催期間:平成29年1月～平成29年9月

【公園の状況】

- ・ 10,152㎡のうち大半が少年野球場
- ・ 少年野球場のため、多くの時間が使われてない状況

【モデルケースのきっかけ】

PTA総会を通じて、南生田小学校PTA会長から、地域の中で子どもがボール遊びできる場所が少ないとの相談を受けたことにより取組を開始

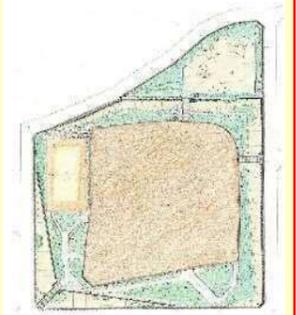
【ワークショップの取組】

南生田小学校の図書室で計6回

参加者：申し出人、PTA、学区内の町内会、子育て世代の保護者、少年野球関係者、こども遊びのNPO（延べ15～20人）

【取組の結果】

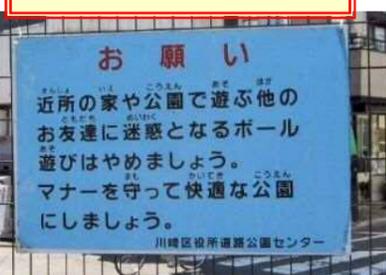
- ・ 少年野球以外でもボール遊びができることを地域に周知
- ・ 参加者意見で作成したチラシを小学校に掲示、地域に配布
- ・ 公園の現地周知として看板を設置予定
- ・ 地域が主体となって公園遊びのイベントを開催（4月14日）



変更前 禁止看板



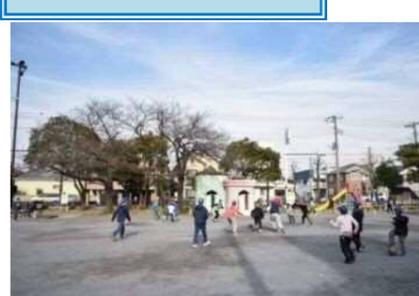
変更後 禁止看板



ワークショップの様子



遊んでいる様子



現状の看板



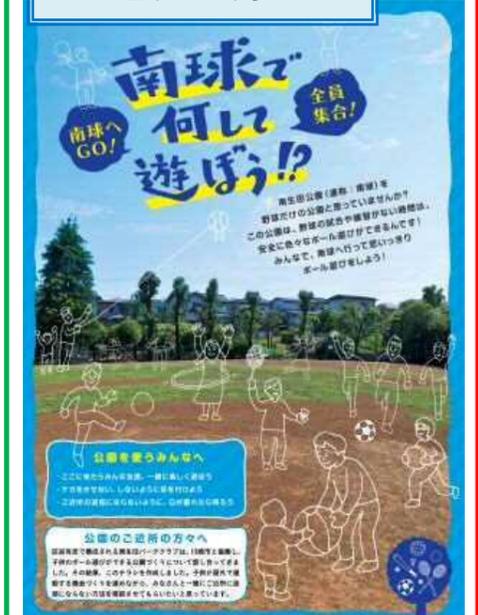
土日は少年野球



ワークショップの様子

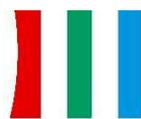


地域への周知



公園でのルール作りのガイドライン (ボール遊び)

平成30年6月



Colors, Future!

川崎市

目 次

ガイドライン

- 1 ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 公園における規制及び自由利用・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 取組の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 参考資料

- (1) 川崎市都市公園条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 川崎市都市公園条例の禁止行為の運用に関する基準・ 6

ガイドライン

1 ガイドラインの目的

本市のような都市部では、子どもが安全にのびのびとボール遊びができる用地は限られています。

そのため、子育て世代を中心とした市民からは、特にボール遊びについて、地域の公園で出来るようにしたいなどの要望があります。

一方で、他の公園利用者や近隣住民等からは、安全性や騒音等の問題からボール遊びの禁止や禁止看板設置の要望もあるのが現状です。

地域によっては、公園に関係する団体や子どものボール遊びに好意的な近隣の方々の見守りなどによって、自由利用の範囲の中でボール遊びができる公園もありますが、公園を利用する人々や公園に隣接する住民への配慮から、苦情発生やトラブルを未然に防止することを優先して、行政が画一的に禁止看板等を設置していることが、規制された空間という公園のイメージの一因となっています。

こうしたことから、公園の柔軟な利活用を図り、地域の財産である公園の価値を高めるため、地域ニーズを踏まえた上で公園ごとのルールを作る仕組みが必要となっています。

その一つの方法として、子どもたちにボール遊びをさせたい方が、地域の方々に呼びかけを行い、道路公園センターの支援を受けながら、地域主体で丁寧な話し合いを重ねて合意形成を図ることでルール等を作ることを目的にガイドラインを作成しました。

このガイドラインに沿った取組は、地域発意による公園でのボール遊びのルール作りの一つの方法ですので、地域でこれまで行っていた解決手法を否定するものではありません。

2 公園における規制及び自由利用

公園には、誰もが他人の共同使用を妨げない限度で、その用法に従い、自由に使用することができるという自由利用の原則があります。

本市では自由利用の原則を踏まえながら、誰もが安心して利用できるよう、施設の保全や公園利用の妨げとなる行為について、禁止事項を定めています。(川崎市都市公園条例第4条第1項)

さらに、同項第10号「都市公園の管理に支障がある行為」の具体的な基準として「川崎市都市

公園条例の禁止行為の運用に関する基準」を定め、その中でボール遊びについて規定されています。

(2) **球技等を集団又は複数でする行為**(試合や練習をするために設置された有料公園施設又は施設を除く。)

(3) **金属又は木製バット及び硬球を使用して球技等をする行為**(素振りを含む。)

(「川崎市都市公園条例の禁止行為の運用に関する基準」及び解説より抜粋)

解説

集団又は複数で行う練習や試合については、広い範囲を占有し、他の公園利用者や近隣に迷惑、危険が及ぶおそれがあるため。

硬いバットやボールを使うことは、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため。

(バットについては素振りだけでも他の公園利用者が怖がるおそれがあるため。また、幼児等が近づいてきて、思わぬ危害を与えてしまうおそれがあるため。)

(「川崎市都市公園条例の禁止行為の運用に関する基準」の解説より抜粋)

子どもたちが数人で軟式ボールやビニール等のボールを使用して行うキャッチボールなどの遊びや、ビニール製バットやゴムボールの使用など上記解説に該当しない場合で、利用者の迷惑にならず、危険が生じるおそれがないよう、他の利用者と譲り合いながら利用するのであれば、自由利用として認めています。

しかしながら、多くの公園では、ボール遊びをすることにより他の公園利用者の安全性、近隣の方々からの騒音等の問題から、禁止看板等が設置されているのが現状です。

3 基本的な考え方

(1) 取組の基本

ガイドラインでは、モデルケースの事例をもとに、ワークショップ形式による合意形成を示していますが、その他の解決手法、ルールを否定はしていません。

○地域が主体となってルールを作り、周知を図ること。

○施設整備を求める場ではないこと。

○行政は自由利用の原則を踏まえ柔軟な利活用を図ること。

(2) 取組の概要

ア ボール遊びについての事前相談

道路公園センターは、相談者から公園の状況を把握します。公園の利用や管理運営に係る情報を相談者と共有するとともに制度趣旨を説明します。

イ 事前ヒアリング

相談者は、地域の方々との公園での課題を共有するため、ヒアリング等を行い協力者を募ります。道路公園センターは、相談者の活動が円滑に進められるよう、情報提供等の支援を行います。

ウ 取組の申出

地域での課題共有が図られれば、取組に向けて**申出書**を提出していただきます。

エ ワークショップの事前準備

申出書提出者と協力者(以下「申込者」という。)が中心となり、道路公園センターの担当者(以下「センター担当者」という。)が支援し、公園における実態調査等を実施します。

調査を終えた後、会場の選定及び日程調整を行います。

オ ワークショップの開催及び運営

ワークショップの記録を共有するためのふりかえりシート(議事録等)の作成等の運営については、申込者や参加者などと相談し、弾力的に行います。

カ ルールの周知と運用

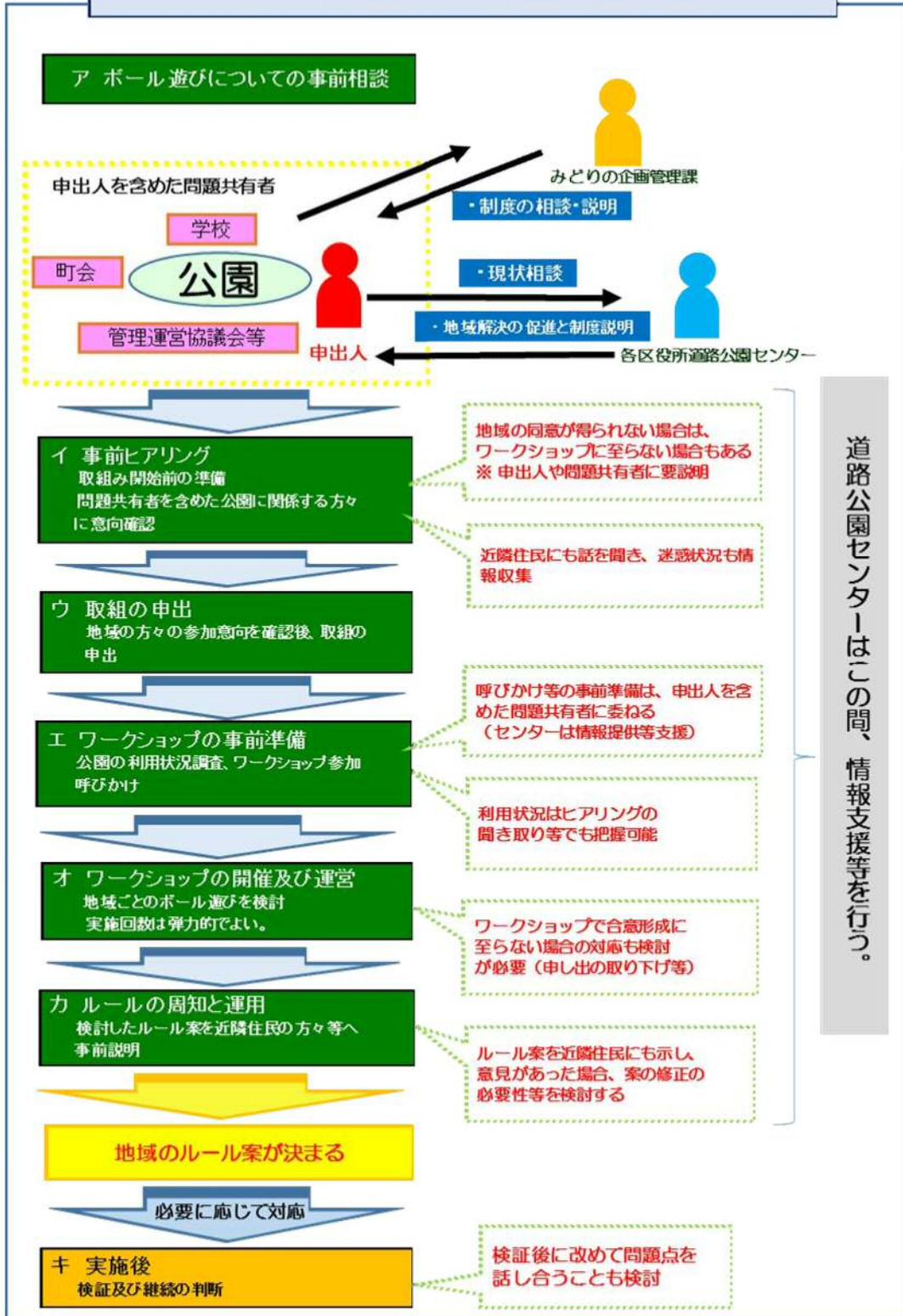
ワークショップで決まったルール案を、地域の方々などに周知します。

ルールを示す看板を可能な限り設置するようにします。道路公園センターは、周知、看板設置に協力します。

キ 実施後

必要に応じて、地域でルールの検証や見直しなどを行います。

ガイドラインに基づく手続きの進め方フロー



4 参考資料

(1) 川崎市都市公園条例

○ 川崎市都市公園条例 抜粋（平成 28 年 12 月 19 日改正）

（行為の禁止）

第 4 条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は前条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
 - (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
 - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
 - (9) 公園をその用途以外に使用すること。
 - (10) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。
- 2 前項各号の行為をした場合市に損害を生じさせたときは、市長の認定による損害を弁償させること

(2) 川崎市都市公園条例の禁止行為の運用に関する基準

○ 川崎市都市公園条例の禁止行為の運用に関する基準(平成 25 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第1条 この基準は、市民の憩いの場として誰もが安心して利用できる公園とするため、川崎市都市公園条例(以下「条例」という。)第4条第1項第10号の「都市公園の管理に支障がある行為」の規定の運用について、代表的な事項を定めるものとする。

(都市公園の管理に支障がある行為)

第2条 例第4条第1項第10号に規定する「都市公園の管理に支障がある行為」として、次の行為を原則として禁止する。

- (1) ゴルフをする行為(素振りを含む。)
- (2) 球技等を集団又は複数でする行為(試合や練習をするために設置された有料公園施設又は施設を除く。)
- (3) 金属又は木製バット及び硬球を使用して球技等をする行為(素振りを含む。)
- (4) 犬の放し飼いをする行為又は汚物等を放置する行為。(川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第1項第9号及び第2項第1号の規定に反する行為をすること。)
- (5) 花火をする行為(火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イに規定するものを除く。例:線香花火や手持ち花火)
- (6) キャンプや寝泊りをする行為(都市公園法施行令第5条第2項第1号に規定するキャンプ場又は同法施行例第5条第6項に規定する宿泊施設を除く。)
- (7) 危険物を持ち込む行為。

解 説

利用の内容	理 由
(1) ゴルフをする行為 (素振りを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため。 ・素振りだけでも他の公園利用者が怖がる恐れがあるため。 また、幼児等が近づいて、怪我をしてしまうなどの恐れがあるため。

<p>(2) 球技等を集団又は複数でする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団又は複数で行う練習や試合については、広い範囲を占有するとともに、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れがあるため。 (注)球技等の代表的なものは、野球、ソフトボール、サッカー、フットサル、バレーボール等だが、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れがある球技をいう。 (注)子どもたちが数人で軟式ボールやビニール等のボールを使用して行うキャッチボールなどの遊びについては、他の利用者と譲り合いながら利用するのであれば、「自由利用」と判断する。
<p>(3) 金属又は木製バット及び硬球を使用しての球技等をする行為(素振りを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・硬いバットやボールを使用する行為は、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れがあるため。 ・素振りだけでも他の公園利用者が怖がるおそれがあるため。 <p>また、幼児等が近づいて、怪我をしてしまうなどの恐れがあるため。</p> <p>(注)ビニールバットやゴムボールについては、利用者の迷惑にならず危険が生じる恐れがないようであれば、「自由利用」と判断する。</p>
<p>(4) 犬の放し飼いをする行為又は汚物等を放置する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第1項第9号「動物が公園等の公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷することのないように飼養又は保管すること。」及び第2項第1号の「人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼い犬を係留しておくこと。」に違反する行為であるため。 ・他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため。 ・糞などにより不衛生になるため。 <p>(注)普段おとなしい犬でも多数の人がいるような場所では、予期せぬ行動をとる可能性があることから、公園での犬の散歩や運動については、飼主が責任をもって犬をコントロールできるようリード等を使用すること。 ※条例は別添を参照</p>

<p>(5) 花火をする行為</p>	<p>(禁止する花火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イに規定する花火は、川崎市都市公園条例第4条第1項第4号に規定する火気に含めない。(タバコと同様の扱い) ・爆竹やロケット花火等の爆発音を発する花火、火の粉が飛び出す花火、打ち上げ花火は、火気と判断する。 ・パラシュート等の放出物を打ち出す花火、煙を出すことを主とする花火については、煙、火災放出物等により他の公園利用者や近隣住民の迷惑となる恐れがあるため禁止とする。 ・爆竹やロケット花火等の爆発音を発する花火、火の粉が飛び出す花火、打ち上げ花火は、火気と判断する。 <p>(使用できる花火)</p> <p>○線香花火や手持ち花火は「自由利用」とする。ただし、公園利用者や近隣住民等からの苦情が出るなど、公園管理者が「迷惑」となると判断した場合には、禁止するものとする。</p> <p>他の公園利用者や近隣住民に迷惑のかからない範囲で行うことが前提条件となる。従って、立地条件等によっては、全ての花火を禁止とすることもありえる。</p> <p>(注)ここでいう花火とは、火薬取締法第2条第2項に規定するがん具として用いられる煙火その他これに類する煙火であり、火薬類取締法施行規則第1条の5各号に規定するものをいう。 ※法令及び花火の説明は別添を参照</p>
<p>(6) キャンプや寝泊りをする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公園利用者や近隣住民に不安を与えるおそれがあるため。 <p>(注)都市公園法施行令第5条第2項第1号に規定するキャンプ場又は同法施行例第5条第6項に規定する宿泊施設を除く。(川崎市には該当施設なし)</p>
<p>(7) 危険物を持ち込む行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公園利用者及び近隣住民に危害を及ぼすおそれがあるため。 ・各種法令に違反するおそれがあるため。